

## 審査基準（公表用）

様式第3号

所管部(局)・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法	法令番号	昭和51年法律第43号						
手続名	改善計画の認定	根拠条項	第4条 第3項						
審査基準	<p>「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」第4条第3項、「漁業経営改善制度の運用について」第2の「計画の認定基準」に規定による。</p> <p>「漁業経営改善制度の運用について」 第2 計画の認定基準 別添のとおり。</p>								
受付 機関	生産者支援課	処理 機関	生産者支援課	交付 機関	生産者支援課	標準処理期間	30日	目次	
							標準経由期間	日	